

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	大曲地区（戸蒔、大槻、上飯田、中飯田、古四王際、開谷地、於倉、小貫、大島、土屋館、寺町、米町、下飯田、上川の目、中川の目、下川の目、中小貫、北小貫、上和合、中和合、下和合、一東川、二東川、前田表、上高畑、中高畑、下高畑、東戸蒔、松ノ木、中戸蒔、西戸蒔、一戸蒔、福部内、追分、西笑の口、東笑の口）	平成25年2月6日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	482.4ha
②中心となる経営体への集積率（集積面積）	65.1% (314.1ha)
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	124.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	80.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	44.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	41.7ha

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大曲地域については、3つの認定農業法人と2つの集落営農組織、認定農業者16名が中心となって担っていく。
川目・小貫高畑地域については、2つの認定農業法人と1つの集落営農組織、認定農業者6名が中心となって担っていく。
飯田地域については、3つの認定農業法人と認定農業者4名が中心となって担っていく。
戸蒔・東川・和合地域については、認定農業者17名が中心となって担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
その他の地域（市街区域）については、1つの認定農業法人と認定農業者2名が中心となって担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
1	認農法	水稻、大豆	60.6 ha	水稻、大豆	60.6 ha	大曲、川目・小貫高畑、飯田
2	認農	水稻、大豆	3.3 ha	水稻、大豆	4.2 ha	川目・小貫高畑、飯田、大曲
3	認農	水稻、野菜	3.2 ha	水稻、野菜	4.5 ha	大曲、川目・小貫高畑
4	認農	水稻、花き	0.7 ha	水稻、花き	1.8 ha	大曲、その他
5	認農	水稻、花き	8.7 ha	水稻、花き	8.7 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
6	認農	水稻、野菜	6.9 ha	水稻、野菜	7.9 ha	大曲、飯田、川目・小貫高畑
7	認農	水稻、野菜	6.4 ha	水稻、野菜	7.3 ha	戸蔭・東川・和合
8	認農	水稻、野菜	4.7 ha	水稻、野菜	5.7 ha	大曲、川目・小貫高畑
9	認農	水稻、野菜	2.3 ha	水稻、野菜	3.7 ha	戸蔭・東川・和合、大曲、その他
10	認農	水稻、大豆	11.4 ha	水稻、大豆	12.4 ha	戸蔭・東川・和合、大曲、飯田
11	認農	水稻	4.9 ha	水稻	5.8 ha	戸蔭・東川・和合
12	認農法	水稻、大豆	44.5 ha	水稻、大豆	53.0 ha	地区全域
13	認農	水稻、野菜	1.6 ha	水稻、野菜	2.6 ha	戸蔭・東川・和合
14	認農	水稻、野菜	9.0 ha	水稻、野菜	9.6 ha	戸蔭・東川・和合、大曲
15	認農	水稻	3.1 ha	水稻	4.4 ha	戸蔭・東川・和合、大曲
16	認農	水稻	10.9 ha	水稻	11.9 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
17	集	水稻、大豆	17.4 ha	水稻、大豆	18.4 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
18	認農法	水稻、大豆	23.7 ha	水稻、大豆	30.0 ha	飯田、大曲
19	集	水稻、大豆	55.3 ha	水稻、大豆	55.3 ha	大曲、川目・小貫高畑
20	認農法	水稻	0.9 ha	水稻	1.9 ha	戸蔭・東川・和合
21	認農	水稻	9.1 ha	水稻、大豆	9.5 ha	大曲、川目・小貫高畑
22		水稻	1.2 ha	水稻	2.2 ha	戸蔭・東川・和合
23	認農	水稻	0.4 ha	水稻	1.4 ha	戸蔭・東川・和合
24	認農	水稻	5.6 ha	水稻	6.2 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
25	認農	水稻	3.9 ha	水稻	4.9 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
26	認農	水稻、トマト	1.0 ha	水稻	2.4 ha	戸蔭・東川・和合
27	認農	水稻	8.4 ha	水稻	9.4 ha	大曲、戸蔭・東川・和合
28	認農	水稻	1.7 ha	水稻	2.8 ha	戸蔭・東川・和合
29	認就	野菜、花き	0.4 ha	水稻、花き	1.4 ha	川目・小貫高畑、飯田
30	認農	水稻	1.4 ha	水稻	2.4 ha	戸蔭・東川・和合
31	認農	水稻	0.2 ha	水稻	1.2 ha	戸蔭・東川・和合
32		水稻	1.3 ha	水稻	2.3 ha	大曲
計	32 経営体		314.1 ha		355.8 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向 (任意記載事項)

	農地の所在 (地番)	貸付け等の区分 (㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	和合萩ノ目230	1,160		
2	和合萩ノ目231	143		
3	和合萩ノ目232	2,966		
4	和合萩ノ目195	654		
5	和合萩ノ目229	1,774		
6	和合菖蒲関214	2,293		
7	和合菖蒲関215	2,921		
8	和合菖蒲関216	3,127		
9	和合菖蒲関217	3,328		
10	和合菖蒲関218	3,504		
11	和合菖蒲関219	3,444		
12	和合萩ノ目158	474		
13	大曲柳田183	1,618		
14	東川前田表98	1,803		
15	東川前田表99	1,983		
16	東川前田表100	2,051		
17	飯田大道端215	758		
18	飯田大道端218	1,055		
19	飯田大道端216	3,057		
20	飯田大道端217	3,049		
21	川目上総川85	1,021		
22	川目上総川86	912		
23	川目上総川87	1,021		
24	川目上総川90	1,021		
25	川目月山53	1,021		
26	川目月山54	1,021		
27	川目月山82-2	476		
28	川目月山83	1,021		
29	川目月山84	1,021		
30	川目月山85	1,021		
31	川目月山86-1	1,015		
32	川目月山86-2	1		
33	川目月山86-3	4		
34	川目月山87-1	247		
35	川目月山87-2	746		
36	川目月山87-3	27		
37	川目町東34	446		
38	川目町東35	155		
39	川目町東80-2	525		
40	川目町東83	112		
41	川目町東84-2	109		
42	大曲小貫谷地58	3,645		
43	大曲小貫谷地59	2,704		
44	大曲奈加谷地215	1,902		
45	大曲奈加谷地216	3,155		
46	大曲奈加谷地217	3,160		
47	大曲奈加谷地218	3,157		
48	大曲奈加谷地219	2,111		
49	大曲奈加谷地234	2,771		
50	大曲奈加谷地235	3,119		

51	大曲奈加谷地236	946		
52	大曲奈加谷地237	43		
53	大曲奈加谷地169	998		
54	大曲奈加谷地170	1,223		
55	大曲奈加谷地171	3,561		
56	大曲奈加谷地176	880		
57	大曲開谷地154	2,315		
58	大曲開谷地155	1,027		
59	大曲開谷地168	267		
60	大曲開谷地169	495		
61	大曲開谷地170	112		
62	大曲開谷地171	681		
63	大曲開谷地172	1,425		
64	大曲開谷地173	71		
65	大曲開谷地174	2,626		
66	大曲開谷地175	3,015		
67	大曲開谷地230	969		
68	大曲開谷地231	998		
69	飯田大槻157	989		
70	大曲下高畑43-1	1,113		
71	大曲下高畑44	277		
72	大曲下高畑45	1,467		
73	大曲下高畑46	142		
74	大曲下高畑48	664		
75	大曲下高畑50	171		
76	大曲下高畑51	39		
77	大曲下高畑52	366		
78	大曲下高畑53-1	47		
79	大曲下高畑54-1	93		
80	大曲下高畑57-1	406		
81	大曲柳田250	2,554		
82	大曲柳田251	3,053		
83	大曲柳田252	2,742		
84	大曲柳田269	2,163		
85	大曲柳田270	1,808		
86	大曲柳田271	545		
87	大曲柳田325-1	2,240		
88	大曲柳田326-1	629		
89	大曲於倉谷地240	3,975		
90	大曲柳田253	301		
	計	127,265	0	0

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	花館地区（大花町、福田町、上町1、中町、柳町、中野、常保寺、唐閨、上大戸、下大戸、間倉、豊後野、東下袋、西下袋、上町2）	令和2年12月17日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	373.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	243.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	59.0ha
（備考）	

- 注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中野、常保寺、唐閨、上大戸、下大戸の5集落は、農地中間管理事業の重点実施地区（HPA:Hanadate Promotion Area＝花館農地集積重点推進地域）として、1法人が中心となって担っていく。
玉川より東側の区域のうち上記を除く地域（花館東部）については、中心経営体である24経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
玉川より西側の地域（花館西部）については、中心経営体である7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	認農	水稲、野菜	6.1 ha	水稲、野菜	7.6 ha	東部
2	認農	水稲、花き	4.7 ha	水稲、花き	6.1 ha	東部
3	認農法	水稲、大豆	89.3 ha	水稲、大豆	120.0 ha	HPA
4	認農	水稲、大豆	1.5 ha	水稲、大豆	7.4 ha	東部
5	認農	水稲、大豆	11.5 ha	水稲、大豆	14.6 ha	東部、西部
6	認農	水稲	19.7 ha	水稲	19.7 ha	東部
7	認農	水稲、大豆	15.9 ha	水稲、大豆	15.9 ha	東部、西部
8	認農	水稲、大豆	5.0 ha	水稲、大豆	6.0 ha	東部
9		水稲、大豆	1.7 ha	水稲、大豆	2.4 ha	東部
10	認農	水稲、大豆	4.0 ha	水稲、大豆	5.1 ha	東部
11	認農	水稲、大豆	2.6 ha	水稲、大豆	3.7 ha	東部
12	認農	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	4.5 ha	東部
13	認農	水稲、飼料	3.7 ha	水稲、飼料	4.7 ha	東部
14	認農	水稲、畜産	4.4 ha	水稲、畜産	4.4 ha	西部
15	認農	水稲、野菜	19.8 ha	水稲、野菜	19.8 ha	西部
16		花き	0.2 ha	花き	0.2 ha	西部
17	認農	水稲、野菜	11.3 ha	水稲、野菜	11.3 ha	東部
18	認農	水稲、畜産	7.0 ha	水稲、畜産	7.0 ha	東部
19	認農	水稲、野菜	6.3 ha	水稲、野菜	6.6 ha	東部
20	認農	水稲、花き	1.4 ha	水稲、花き	1.7 ha	東部
21	認農	水稲	4.3 ha	水稲	6.1 ha	東部
22	認農	水稲	0.5 ha	水稲	1.5 ha	東部
23	認農法	水稲	6.5 ha	水稲	7.5 ha	全域
24	認農法	水稲、野菜	0.5 ha	水稲、野菜	1.2 ha	西部
25	認農法	野菜、花き苗	1.2 ha	野菜、花き苗	1.7 ha	東部
26		水稲、野菜	4.0 ha	水稲、野菜	4.0 ha	東部
27		水稲	0.8 ha	水稲	1.5 ha	東部
28	認農	水稲	3.3 ha	水稲、野菜	6.4 ha	東部
29	認農法	水稲	19.9 ha	水稲	19.9 ha	東部
計	29経営体		259.5 ha		318.5 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。</p>
<p>人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。</p>
<p>機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針として、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、花館東部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>農地中間管理機構の活用について、①四ツ屋地区との境界線、②玉川、③国道13号線及び④国道105号線を外周とする区域を重点実施地区（HPA:Hanadate Promotion Area＝花館農地集積重点推進地域）とする。当地域においては、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	花館字萩台	6,203		
2	花館字萩台	1,861		
3	花館字萩台	2,657		
4	花館字萩台	487		
5	四ツ屋字砂崎	115		
6	四ツ屋字砂崎	171		
7	四ツ屋字砂崎	922		
8	四ツ屋字砂崎	383		
9	四ツ屋字砂崎	374		
10	四ツ屋字砂崎	304		
11	四ツ屋字砂崎	280		
12	四ツ屋字砂崎	1,054		
13	四ツ屋字砂崎	1,061		
14	四ツ屋字砂崎	10		
15	四ツ屋字砂崎	449		
16	四ツ屋字砂崎	542		
17	四ツ屋字砂崎	723		
18	四ツ屋字砂崎	256		
19	四ツ屋字砂崎	119		
20	四ツ屋字砂崎	706		
21	四ツ屋字砂崎	1,404		
22	四ツ屋字長者屋敷	3,060		

23	四ツ屋字長者屋敷	3,060		
24	四ツ屋字長者屋敷	1,650		
	計	34,332		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	四ツ屋地区（百瀬、水木田、上前村、ばば田、東田、上町、上町口、中町口、下町口、下瀬、日照町、川崎、半在家、上谷地、堅田、古道、新屋敷、了徳、東新谷地、西新谷地、水呑場、上野、田中、桜田、卯時田、杉本、不動堂、野際、二ツ屋、鷹ノ巣、松倉、北大川原、南大川原、前村、上原野、下原野）	令和3年1月27日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	973.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	539.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	284.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	85.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	199.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	114.0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

四ツ屋地域（農地水環境保全組織）については、中心経営体である認定農業者32経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

卯時田・大村地域については、中心経営体である認定農業者8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

四ツ屋第一地域については、中心経営体である認定農業者10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

小又下川原地域については、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
1	認農	水稲、花き	1.8 ha	水稲、花き	4.0 ha	四ツ屋地域
2	認農	水稲、野菜	2.9 ha	水稲、野菜	4.4 ha	四ツ屋地域
3	認農	水稲	13.1 ha	水稲	13.5 ha	四ツ屋第一地域
4	認農	水稲、野菜	3.8 ha	水稲、野菜	4.2 ha	四ツ屋第一地域
5	認農	水稲	6.2 ha	水稲、大豆	9.5 ha	四ツ屋第一地域
6	集	水稲、大豆	60.1 ha	水稲、大豆	70.0 ha	四ツ屋第一地域
7	認農法	水稲、大豆	7.6 ha	水稲、大豆	13.0 ha	四ツ屋第一地域
8	認農	水稲、飼料	8.4 ha	水稲、飼料	13.0 ha	四ツ屋第一地域
9	認農	水稲、葉たばこ	9.5 ha	水稲、葉たばこ	12.0 ha	四ツ屋地域
10	認農	水稲	3.6 ha	水稲	4.8 ha	四ツ屋地域
11	認農	水稲	2.1 ha	水稲	10.0 ha	四ツ屋地域
12	認農	水稲	1.4 ha	水稲	4.0 ha	四ツ屋地域
13	認農	水稲、大豆、えだまめ	4.5 ha	水稲、大豆	7.0 ha	四ツ屋第一地域
14	認農	水稲	7.9 ha	水稲	8.8 ha	四ツ屋地域
15	認農	水稲	19.1 ha	水稲	20.3 ha	小又下川原地域
16	認農	水稲	2.9 ha	水稲	4.0 ha	四ツ屋地域
17	認農	水稲、野菜	11.5 ha	水稲、野菜	12.6 ha	卯時田・大村地域
18	認農	水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.4 ha	四ツ屋地域
19	認農	水稲	4.2 ha	水稲、大豆	5.4 ha	四ツ屋地域
20	認農	水稲、野菜	5.8 ha	水稲、野菜	7.0 ha	四ツ屋地域
21	認農法	水稲、野菜	30.2 ha	水稲、野菜	37.0 ha	四ツ屋地域
22	認農	水稲	15.2 ha	水稲	17.3 ha	卯時田・大村地域
23	認農	水稲、野菜	10.8 ha	水稲、野菜	16.4 ha	卯時田・大村地域
24	認農	水稲、葉たばこ	5.1 ha	水稲、葉たばこ	5.1 ha	四ツ屋地域
25	認農	水稲、飼料	6.0 ha	水稲、飼料	10.2 ha	四ツ屋地域
26	認農	水稲、野菜	6.1 ha	水稲、野菜	6.1 ha	四ツ屋地域
27	集	水稲、大豆	3.6 ha	水稲、大豆	8.0 ha	四ツ屋地域
28	認農法	大豆	6.6 ha	大豆	12.6 ha	四ツ屋地域
29	認農	水稲	7.1 ha	水稲	7.2 ha	四ツ屋地域
30	認農	水稲	17.4 ha	水稲	17.4 ha	卯時田・大村地域
31	認農	水稲、野菜	9.6 ha	水稲、野菜	14.1 ha	四ツ屋第一地域
32	認農	水稲、飼料	0.2 ha	水稲、飼料	1.2 ha	卯時田・大村地域
33	認農	水稲	2.3 ha	水稲	5.0 ha	四ツ屋地域
34	認農法	水稲、飼料	14.5 ha	水稲、飼料	14.5 ha	四ツ屋地域
35	認農	水稲、野菜、花き	12.2 ha	水稲、野菜	13.7 ha	四ツ屋第一地域
36	認農	水稲、野菜	20.4 ha	水稲、野菜	20.4 ha	卯時田・大村地域
37	認農	水稲、野菜	2.6 ha	水稲、野菜	3.0 ha	小又下川原地域
38	認農	水稲、飼料、野菜	14.2 ha	水稲、飼料	15.6 ha	四ツ屋地域
39	認農	水稲	3.3 ha	水稲、大豆	5.5 ha	四ツ屋地域
40		花き、野菜	0.7 ha	花き、野菜	0.8 ha	四ツ屋地域
41		水稲	2.7 ha	水稲	2.7 ha	卯時田・大村地域
42		水稲、野菜	4.0 ha	水稲、野菜	5.0 ha	四ツ屋地域
43	認農	水稲、野菜	8.5 ha	水稲、野菜	11.0 ha	卯時田・大村地域
44	認農	水稲	0.7 ha	水稲	3.0 ha	四ツ屋地域
45	認農	水稲、野菜	3.0 ha	水稲、野菜	3.0 ha	卯時田・大村地域
46	認農	水稲	7.4 ha	水稲	9.0 ha	小又下川原地域
47	認農	水稲、野菜	6.3 ha	水稲、野菜	6.7 ha	四ツ屋地域
48	認農	水稲、野菜	8.7 ha	水稲、野菜	11.8 ha	四ツ屋地域
49	認農	水稲	8.2 ha	水稲	8.2 ha	四ツ屋地域
50	認農	水稲	3.2 ha	水稲	3.7 ha	四ツ屋地域
51	認農	水稲	0.3 ha	水稲	1.3 ha	四ツ屋地域
52		水稲	7.0 ha	水稲	7.0 ha	四ツ屋地域
53	認農	水稲	5.9 ha	水稲	8.5 ha	小又下川原地域
54	認農法	水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	1.0 ha	四ツ屋地域
55		水稲、野菜	3.6 ha	水稲	5.9 ha	四ツ屋地域
56	認農	水稲、野菜	7.8 ha	水稲、野菜	10.0 ha	四ツ屋地域
57	認就	野菜	1.1 ha	野菜	1.1 ha	四ツ屋地域
58	認農	水稲、えだまめ	15.1 ha	水稲、えだまめ	15.1 ha	四ツ屋地域
59	認農	水稲、すいか	3.1 ha	水稲、すいか	3.1 ha	四ツ屋地域
60	認農法	水稲	27.5 ha	水稲	27.5 ha	四ツ屋第一地域
61	認農	水稲	4.5 ha	水稲	4.5 ha	四ツ屋第一地域
	計	61経営体	496.1 ha		610.1 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	四ツ屋字東田177	3,185		
2	四ツ屋字東田178	3,113		
3	四ツ屋字東田179	6,827		
4	四ツ屋字東田180	6,827		
5	四ツ屋字谷地108-1	1,054		
6	四ツ屋字谷地147-1	530		
7	四ツ屋字谷地148	2,875		
8	四ツ屋字谷地149	775		
9	四ツ屋字谷地150	4,613		
10	四ツ屋字谷地151	2,387		
11	四ツ屋字切上204	12,936		
12	四ツ屋字切上205	10,162		
13	四ツ屋字東田202	690		
14	四ツ屋字東田217	736		
15	四ツ屋字東田218	4,597		
16	四ツ屋字下嘉町324	2,042		
17	四ツ屋字下嘉町325	6,364		
18	四ツ屋字下嘉町326	2,745		
19	四ツ屋字下嘉町327	318		
20	四ツ屋字下嘉町328	2,170		
21	四ツ屋字下前村39	224		
	計	75,170		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	大川西根地区（嶋村、仁応治、大嶋、新堀、瀬下、元木、中西根、宇津台、小館、切上、道地、成沢、鳥居、船場、蛭川南部、蛭川北部、中道地野）	平成 25 年 2 月 6 日	令和 5 年 3 月 1 6 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4 2 5 . 5 h a
②中心となる経営体への集積率（集積面積）	5 8 . 6 % (2 4 9 . 3 h a)
③地区内における 7 0 才以上の農業者の耕作面積の合計	1 2 3 . 9 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1 0 5 . 7 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 8 . 2 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5 0 . 7 h a
（備考）	

注 1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注 2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大曲西根地域の農地利用は、3つの認定農業法人と、認定農業者3名が中心となって担っていく。

蛭川地域の農地利用は、認定農業者1名が中心となって担っていく。

注 1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	認農	水稲、花き	7.5 ha	水稲、花き	10.9 ha	大曲西根
2	認農	水稲、野菜	6.6 ha	水稲、野菜	8.6 ha	大曲西根
3	認農	水稲、野菜	14.1 ha	水稲、野菜	14.5 ha	大曲西根
4	認農	水稲、花き	4.0 ha	水稲、花き	4.0 ha	大曲西根
5	認農	水稲、野菜	6.0 ha	水稲、野菜	6.0 ha	大曲西根
6	認農	水稲、花き	10.1 ha	水稲、花き	10.7 ha	大曲西根
7	認農	水稲、野菜	10.1 ha	水稲、野菜	10.1 ha	大曲西根
8	認農	水稲、野菜	7.4 ha	水稲、野菜	7.9 ha	大曲西根
9		水稲	2.3 ha	水稲	2.7 ha	大曲西根
10	認農	水稲、野菜	5.6 ha	水稲、野菜	6.6 ha	大曲西根
11	認農	水稲、野菜	2.1 ha	水稲、野菜	2.3 ha	大曲西根、蛭川
12	認農	水稲	21.8 ha	水稲	21.8 ha	大曲西根、蛭川
13		水稲、菜の花	1.7 ha	水稲、菜の花	2.2 ha	大曲西根、蛭川
14	認農	水稲、野菜	7.1 ha	水稲、野菜	7.1 ha	大曲西根、蛭川
15	認農	水稲、野菜	6.1 ha	水稲、野菜	6.2 ha	大曲西根、蛭川
16	認農法	水稲、大豆	11.7 ha	水稲、大豆	11.7 ha	大曲西根
17	認農	水稲、大豆	6.1 ha	水稲、大豆	6.1 ha	大曲西根
18	認農	水稲	11.2 ha	水稲	12.1 ha	大曲西根
19	認農	水稲、花き	5.7 ha	水稲、花き	6.7 ha	大曲西根
20		水稲、野菜	4.3 ha	水稲、野菜	4.6 ha	大曲西根
21		水稲、野菜	1.7 ha	水稲、野菜	1.8 ha	大曲西根、蛭川
22	認農	水稲	2.6 ha	水稲	2.6 ha	大曲西根
23	認農法	水稲	0.6 ha	水稲	13.1 ha	大曲西根
24		水稲	0.6 ha	水稲	9.1 ha	大曲西根、蛭川
25	認農法	水稲	32.7 ha	水稲	32.7 ha	大曲西根
26		野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	蛭川
27	認農	水稲	3.0 ha	水稲	3.0 ha	大曲西根
28	認農	水稲、野菜	11.5 ha	水稲、野菜	11.5 ha	大曲西根
29	認農	水稲、野菜	13.1 ha	水稲、野菜	13.1 ha	大曲西根
30		水稲、野菜	1.3 ha	水稲、野菜	1.3 ha	大曲西根
31		水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	1.2 ha	大曲西根
32	認農法	水稲、大豆	9.2 ha	水稲、大豆	9.2 ha	大曲西根
33	認農法	水稲、大豆	0.0 ha	水稲、大豆	10.0 ha	大曲西根
34	認農	水稲、野菜	0.7 ha	水稲、野菜	4.9 ha	大曲西根
35		水稲、野菜	4.1 ha	水稲、野菜	4.6 ha	大曲西根
36	認農	水稲	0.0 ha	水稲	0.7 ha	大曲西根
37	認農	水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	大曲西根
38	認農	水稲	3.1 ha	水稲	5.6 ha	大曲西根
39	認農	水稲	4.5 ha	水稲	4.7 ha	大曲西根、蛭川
40	認農	水稲	2.8 ha	水稲	2.8 ha	大曲西根、蛭川
41	認農	水稲	3.7 ha	水稲	3.7 ha	大曲西根
計	4 1 経営体		249.3 ha		300.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向 (任意記載事項)

	農地の所在 (地番)	貸付け等の区分 (㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大曲西根字大嶋499	2,569		
2	大曲西根字大嶋500	1,421		
3	大曲西根字大嶋501	43		
4	大曲西根字川原崎67-1	2,976		
5	大曲西根字川原崎68-1	83		
6	大曲西根字上寺野386	3,007		
7	大曲西根字上寺野387	358		
8	大曲西根字大嶋東680-1	883		
9	大曲西根字上寺野358	445		
10	大曲西根字上寺野359	3,030		
11	大曲西根字上寺野360	3,012		
12	大曲西根字上寺野361	1,054		
13	蛭川字石山下279	1,000		
14	蛭川字上屋敷18	158		
15	蛭川字上屋敷450	4,386		
16	蛭川字上屋敷451	3,397		
17	蛭川字大方寺14	99		
18	蛭川字大方寺19-2	142		
19	大曲西根字大嶋東651-1	2,496		
20	大曲西根字中道地野396	924		
21	大曲西根字中道地野397	3,080		
22	大曲西根字中道地野398	3,040		
23	大曲西根字中道地野399	252		
24	大曲西根字西道地野468	3,046		
25	大曲西根字元木347	605		
26	大曲西根字元木348	1,345		
27	蛭川字吉兵工野362	180		
28	蛭川字吉兵工野363	1,615		
29	蛭川字吉兵工野364	3,024		
30	蛭川字吉兵工野365	1,332		
	計	49,002	0	0

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	内小友（中山一、中山二、小出沢、荒町、太田、元木、九十九沢、高寺、寺山、中田一、中田二、上中田、宮林一、宮林二、宮林三、大島、中沢、館前、島根、仙北屋、上伊岡、下伊岡、山王堂、七頭）	令和3年1月29日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	798.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	410.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	369.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	292.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	77.6ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	165.7ha
(備考)	

- 注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内小友東部地区については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者14経営体が担っていく。
内小友西部地区については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者13経営体が担っていく。
基盤整備外区域については、中心経営体である集落型農業法人をはじめ、認定農業者25経営体が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1 認農法	非公表	水稲、大豆	89.3 ha	水稲、大豆	100.0 ha	東部、西部、整備外
2 認農		水稲	23.6 ha	水稲	25.0 ha	東部、整備外
3 認農		水稲、大豆	5.0 ha	水稲、大豆	6.3 ha	整備外
4 認農		水稲、野菜	2.2 ha	水稲、野菜	3.2 ha	東部、西部、整備外
5 認農		水稲、大豆	7.6 ha	水稲、大豆	7.4 ha	整備外
6 認農法		水稲、野菜	15.3 ha	水稲、野菜	16.3 ha	整備外
7 認農		水稲、野菜	3.3 ha	水稲、野菜	4.3 ha	東部、整備外
8 認農法		水稲、野菜	3.6 ha	水稲、野菜	26.7 ha	東部、西部、整備外
9 認農法		水稲	42.5 ha	水稲	90.0 ha	西部、整備外
10 認農		水稲	0.4 ha	水稲	2.1 ha	西部、整備外
11 認農法		水稲、野菜	32.0 ha	水稲、野菜	40.0 ha	東部、西部、整備外
12 認農法		水稲、大豆	45.4 ha	水稲、大豆	60.2 ha	東部、整備外
13 認農法		水稲	52.8 ha	水稲	51.7 ha	東部、西部、整備外
14 認農		水稲、そば	6.3 ha	水稲、そば	7.3 ha	西部、整備外
15 認農法		水稲、野菜	20.5 ha	水稲、野菜	20.0 ha	東部、整備外
16 認農法		水稲	28.3 ha	水稲	32.8 ha	西部、整備外
17 認農法		水稲	30.4 ha	水稲	31.1 ha	東部、整備外
18		水稲	2.8 ha	水稲	6.1 ha	東部、西部、整備外
19 認農法		野菜	12.9 ha	野菜	17.0 ha	東部、整備外
20 認農		水稲、野菜	5.7 ha	水稲、野菜	8.7 ha	東部、整備外
21 認農		水稲、そば	5.5 ha	水稲、そば	9.4 ha	西部、整備外
22 認農		水稲	3.6 ha	水稲、大豆	4.6 ha	西部、整備外
23 認農法		水稲	21.5 ha	水稲	50.0 ha	東部、整備外
24 認農		水稲	5.3 ha	水稲	6.3 ha	整備外
25 認農法		野菜	0.0 ha	野菜	1.7 ha	西部、整備外
26 認農法		水稲、大豆	41.2 ha	水稲、大豆	41.5 ha	東部、西部、整備外
27		水稲	0.1 ha	水稲	3.1 ha	東部、西部、整備外
計	27 経営体		507.1 ha		672.8 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	粟沢 計11筆	4,313		
2	伊勢堂 計4筆	5,930		
3	岡崎 計11筆	13,021		
4	下伊岡 計21筆	15,712		
6	鴨沢 計5筆	3,575		
7	館前 計15筆	5,165		
9	宮後 計13筆	7,625		
10	宮西 計7筆	6,577		
12	宮東 計2筆	350		
13	熊ノ沢 計3筆	2,865		
14	元木 計95筆	75,625		
15	後谷地 計25筆	31,245		
16	荒山台 計1筆	4,284		
17	荒町 計30筆	13,949		
18	高寺 計19筆	16,242		
19	三ツ屋 計10筆	7,251		
20	山根 計38筆	27,474		
21	四ッ村 計1筆	74		
22	寺山 計101筆	144,910		
23	七頭 計113筆	90,612		
24	小滝川登 計5筆	4,543		
25	上伊岡 計12筆	6,987		
26	上高花 計14筆	14,540		

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
27	上中田 計23筆	16,940		
28	上余り目 計110筆	99,458		
30	森東 計1筆	62		
31	西村 計10筆	817		
32	石持 計18筆	14,057		
33	石神 計11筆	6,892		
34	仙北屋 計53筆	31,399		
35	浅川 計74筆	52,662		
36	前田橋 計55筆	43,220		
37	太田 計29筆	18,972		
38	台林 計3筆	2,584		
39	大関 計19筆	10,080		
40	大明神 計4筆	1,831		
41	地藏田 計2筆	3,923		
42	中伊岡 計93筆	53,956		
43	中尻引 計88筆	48,085		
44	中沢 計132筆	91,756		
45	中田伊勢堂 計36筆	15,039		
46	中田宮西 計44筆	38,035		
50	中野 計3筆	4,841		
51	鳥越沢 計7筆	8,347		
52	鳥海沢 計33筆	16,934		
53	典久 計11筆	24,197		
54	田出沼 計47筆	16,487		
55	東後谷地 計4筆	6,214		
56	堂ノ前 計13筆	8,851		
57	南尻引 計88筆	29,441		
58	馬場 計99筆	53,452		
59	福田 計7筆	8,789		
60	北太田 計84筆	52,253		
61	落合 計52筆	55,591		
62	裏地 計17筆	15,590		
	計	1,353,624		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	藤木地区（本藤木、糠塚、一本木、谷地板杭、甲新藤木、乙新藤木、大久保、上大保、下大保、追分、樋渡、石堂、南下深井、北下深井、八圭）	令和3年1月28日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	549.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	304.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	159.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	96.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	62.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	64.2ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

藤木地域（資源保全隊の地域）については、中心経営体である認定農業者28経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

谷地板杭地域（環境保全グループの地域）については、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	認農	水稲、花き	5.8 ha	水稲、花き	8.0 ha	藤木集落
2	認農	水稲、野菜	8.8 ha	水稲、野菜	11.2 ha	藤木集落
3	認農	水稲、野菜	3.6 ha	水稲、野菜	5.9 ha	藤木集落
4	認農	水稲	4.8 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
5	認農	水稲	7.0 ha	水稲	8.5 ha	藤木集落
6	認農	水稲	3.5 ha	水稲	4.2 ha	藤木集落
7	認農	水稲、野菜	4.0 ha	水稲、野菜	5.2 ha	藤木集落
8	認農	水稲、野菜	4.2 ha	水稲、野菜	4.9 ha	藤木集落
9	認農	水稲、野菜	20.7 ha	水稲、野菜	23.3 ha	藤木集落
10	認農	水稲、野菜	0.1 ha	水稲、野菜	5.0 ha	藤木集落
11	認農法	水稲、そば	48.6 ha	水稲、そば	61.3 ha	谷地板杭集落
12	認農	水稲	17.6 ha	水稲	20.0 ha	藤木・谷地板杭集落
13	認農	水稲、野菜	18.9 ha	水稲、野菜	21.5 ha	藤木・谷地板杭集落
14	認農	水稲	15.1 ha	水稲	16.2 ha	藤木集落
15	認農	水稲	3.2 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
16	認農	水稲	5.4 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
17	認農	水稲、花き	9.2 ha	水稲、花き	10.0 ha	藤木集落
18		水稲	5.2 ha	水稲	5.9 ha	藤木集落
19		水稲	7.6 ha	水稲	7.7 ha	藤木集落
20		水稲	2.6 ha	水稲	1.5 ha	藤木集落
21	認農	水稲	0.1 ha	水稲	3.5 ha	藤木集落
22	認農	水稲	1.2 ha	水稲	4.0 ha	藤木集落
23	認農	水稲	0.2 ha	水稲	0.5 ha	藤木集落
24		水稲	1.3 ha	水稲	1.5 ha	藤木集落
25		水稲	1.2 ha	水稲	1.7 ha	藤木集落
26	認農	水稲	3.5 ha	水稲	6.0 ha	藤木集落
27	認農法	枝豆	2.7 ha	枝豆	2.8 ha	藤木集落
28	認農	水稲	0.2 ha	水稲	1.0 ha	藤木集落
29	認農	水稲、大豆	5.6 ha	水稲、大豆	6.8 ha	藤木集落
30	認農	水稲	4.8 ha	水稲	7.5 ha	藤木集落
31		水稲	2.1 ha	水稲	5.0 ha	藤木集落
32	認農法	水稲、大豆	4.7 ha	水稲、大豆	6.1 ha	藤木集落
33	認農法	水稲、大豆	2.6 ha	水稲、大豆	5.5 ha	藤木集落
34	認農	水稲	4.9 ha	水稲	5.0 ha	藤木集落
35	認農	水稲、大豆	13.8 ha	水稲、大豆	13.8 ha	藤木・谷地板杭集落
計	35経営体		244.8 ha		309.0 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	藤木甲本田268	611		
2	藤木甲本田269	3,006		
3	藤木甲本田270	2,299		
4	藤木甲本田298	1,019		
5	藤木八幡腰152	2,956		
6	藤木八幡腰153	3,049		
7	下深井北田311	1,933		
8	藤木甲板杭115-1	1,490		
9	藤木甲板杭115-2	1,003		
10	藤木甲板杭115-3	435		
11	藤木甲板杭116-1	564		
12	藤木甲板杭116-2	412		
13	藤木甲板杭116-3	170		
14	藤木甲板杭117-1	936		
15	藤木甲板杭117-2	729		
16	藤木甲板杭117-3	291		
17	藤木甲板杭118-1	1,427		
18	藤木甲板杭118-2	1,197		
19	藤木甲板杭118-3	462		
20	藤木甲板杭119-1	71		
21	藤木甲板杭119-2	19		
22	藤木甲板杭119-3	23		
23	藤木乙板杭163	628		
24	藤木乙板杭212	299		

25	藤木乙板杭211	980		
26	藤木乙板杭215	732		
27	藤木乙板杭216	3,019		
28	藤木乙板杭217	3,707		
29	藤木丙板杭163	3,079		
30	藤木丙板杭164	997		
31	藤木丙板杭165	1,323		
32	藤木丙板杭166	1,566		
33	藤木丙板杭150	520		
34	藤木丙板杭151	3,792		
35	藤木丙板杭157	3,478		
36	藤木丙板杭152	60		
37	藤木丙板杭153	68		
38	藤木丙板杭154	2,967		
39	藤木丙板杭155	3,158		
40	藤木甲板杭143-1	2,242		
41	藤木甲板杭143-2	149		
42	藤木甲板杭143-3	420		
43	藤木甲板杭144-1	2,347		
44	藤木甲板杭144-2	264		
45	藤木甲板杭144-3	462		
46	藤木丙板杭141	1,175		
47	藤木丙板杭142	1,012		
48	藤木丙板杭143	1,962		
49	藤木丙板杭144	1,952		
50	藤木谷地177	1,229		
51	藤木谷地178	772		
52	藤木谷地181-1	3,227		
53	藤木谷地182	3,068		
54	藤木谷地183	3,118		
55	藤木谷地184	1,820		
56	藤木丙板杭86-1	761		
57	藤木丙板杭140	1,761		
58	藤木甲板杭123-1	1,279		
59	藤木甲板杭123-2	487		
60	藤木甲板杭123-3	435		
61	藤木甲板杭124-1	1,269		
62	藤木甲板杭124-2	995		
63	藤木甲板杭124-3	457		
64	藤木甲板杭125-1	66		
65	藤木甲板杭125-2	59		
66	藤木甲板杭125-3	22		
67	藤木乙東谷地117	2,976		
68	藤木乙東谷地118	2,988		
69	藤木乙東谷地119-1	2,928		
70	藤木乙東谷地119-2	52		
71	藤木乙東谷地120-1	2,810		
72	藤木乙東谷地120-2	155		
73	藤木甲板杭142	2,760		
74	藤木丙板杭148	3,262		
75	藤木丙板杭149	3,353		
76	藤木乙東谷地125-1	291		
77	藤木乙東谷地125-2	6		
78	藤木乙東谷地125-3	54		
79	藤木乙東谷地126-1	769		

80	藤木乙東谷地126-2	22		
81	藤木乙東谷地126-3	144		
82	藤木谷地138	694		
83	藤木谷地139	3,087		
84	藤木谷地140	3,088		
85	藤木谷地141	3,082		
86	藤木谷地142	2,051		
87	藤木谷地185	330		
88	藤木谷地186	83		
89	藤木谷地188	2,156		
90	藤木谷地189	3,239		
91	藤木谷地190	3,108		
92	藤木甲本田234	2,149		
93	藤木甲本田235	3,025		
94	藤木甲本田236	2,675		
95	藤木甲本藤木102	3,903		
96	藤木甲本藤木103	4,642		
97	藤木甲本藤木104	4,771		
98	藤木乙一本木178-1	1,422		
99	藤木乙一本木179-1	1,490		
100	藤木甲本田237	351		
101	藤木甲本田238	2,315		
102	藤木甲本田249	530		
103	藤木甲本田250	489		
104	藤木甲本田252	499		
105	藤木甲本田253	3,000		
106	藤木甲本田254	1,359		
107	藤木乙東谷地90	299		
108	藤木五輪181	609		
109	藤木五輪182	2,798		
110	藤木五輪183	2,502		
111	藤木五輪184	2,370		
112	藤木五輪185	2,594		
113	藤木五輪186	1,835		
114	藤木五輪187	3		
115	藤木甲板杭132	2,065		
116	藤木甲板杭134	2,671		
117	藤木甲板杭135	3,117		
118	藤木甲板杭136	3,036		
119	藤木甲板杭137	3,048		
120	藤木甲板杭138	3,034		
121	藤木甲板杭139	2,441		
122	藤木丙板杭128	113		
123	藤木丙板杭129	145		
124	藤木丙板杭137	1,459		
125	藤木丙板杭138	3,002		
126	藤木丙板杭139	61		
127	藤木乙一本木167-1	2,980		
128	藤木乙一本木168	984		
129	藤木乙東谷地91	1,311		
130	藤木乙東谷地92	847		
131	藤木乙一本木196-1	673		
132	藤木乙一本木196-2	69		
133	藤木乙一本木196-3	132		
134	藤木乙一本木197-1	659		

135	藤木乙一本木197-2	76		
136	藤木乙一本木197-3	130		
137	藤木乙一本木198-1	2,246		
138	藤木乙一本木198-2	340		
139	藤木乙一本木198-3	465		
140	藤木乙一本木199-1	2,123		
141	藤木乙一本木199-2	441		
142	藤木乙一本木199-3	461		
143	藤木乙一本木200-1	1,149		
144	藤木乙一本木200-2	292		
145	藤木乙一本木200-3	259		
146	藤木乙一本木201-1	873		
147	藤木乙一本木201-2	250		
148	藤木乙一本木201-3	202		
149	藤木乙一本木202-1	848		
150	藤木乙一本木202-2	268		
151	藤木乙一本木202-3	200		
152	藤木甲本田239	703		
153	藤木甲本田240	3,009		
154	藤木甲本藤木115	498		
155	藤木乙一本木142-1	1,560		
156	藤木乙一本木142-2	990		
157	藤木乙一本木142-3	397		
158	藤木乙一本木143-1	1,242		
159	藤木乙一本木143-2	919		
160	藤木乙一本木143-3	389		
161	藤木乙一本木149	3,088		
162	藤木乙一本木150	3,074		
163	藤木乙一本木151	450		
164	藤木乙東谷地138-1	727		
165	藤木乙東谷地138-2	369		
166	藤木乙東谷地138-3	201		
167	藤木丙一本木75	274		
168	藤木丙一本木126	621		
169	藤木丙一本木128	1,002		
170	藤木谷地154	2,964		
171	藤木谷地155	3,070		
172	藤木乙一本木180-1	987		
173	藤木乙一本木181	73		
174	藤木新田160	2,448		
175	藤木新田161	1,824		
176	藤木新田162	3,038		
177	藤木新田163	2,545		
	計	255,335		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	角間川地区（内町、新町、愛宕町、新道、道東、中野、上中野、中木内、上木内、布晒、門目、東木内、西木内、北中野）	平成25年5月1日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	432.6ha
②中心となる経営体への集積率（集積面積）	60.6% (262.1ha)
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	184.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	155.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	29.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.8ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成 ・分散錯圃の解消 ・耕作放棄地の解消

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

角間川町部地区（内町、新町、愛宕町、新道集落）の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。
角間川東部地区（中野、上中野、北中野、道東集落）の水田利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者6経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。
角間川西部地区（中木内、上木内、布晒、門目、東木内、西木内集落）の水田利用は、中心経営体である認定農業者、認定農業法人、集落営農組織が14経営体が担うほか、入作を希望する地区内外の認定農業者、認定農業法人等の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	認農	水稲	8.6 ha	水稲	10.0 ha	角間川町部
2	認農	野菜	0.4 ha	野菜	1.0 ha	角間川町部
3	認農	水稲	2.4 ha	水稲	2.4 ha	角間川町部
4	認農	水稲	2.4 ha	水稲	3.0 ha	角間川町部
5	認農	水稲	2.1 ha	水稲	3.0 ha	角間川町部
6	認農	水稲	5.5 ha	水稲、大豆	6.4 ha	角間川東部
7	集	水稲、大豆	25.5 ha	水稲、大豆	25.5 ha	角間川東部
8	集	水稲、大豆	14.5 ha	水稲、大豆	14.5 ha	角間川東部
9	集	水稲、大豆	21.7 ha	水稲、大豆	21.7 ha	角間川東部
10	認農法	水稲、大豆	21.7 ha	水稲、大豆	25.0 ha	角間川東部
11	認農	水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	角間川東部
12	認農	水稲、スイカ	8.0 ha	水稲、スイカ	8.3 ha	角間川西部
13	認農	水稲	5.3 ha	水稲	6.0 ha	角間川西部
14	認農	水稲	5.0 ha	水稲	6.0 ha	角間川西部
15	認農法	水稲、大豆	63.2 ha	水稲、大豆	65.1 ha	角間川西部
16	集	水稲	25.9 ha	水稲	25.9 ha	角間川西部
17	集	水稲	12.5 ha	水稲	12.5 ha	角間川西部
18	認農	水稲	8.2 ha	水稲	8.2 ha	角間川西部
19	認農	水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	角間川西部
20	認農	水稲	2.6 ha	水稲	2.6 ha	角間川西部
21	個人	水稲	2.1 ha	水稲	2.1 ha	角間川西部
22	認農	水稲	4.9 ha	水稲	5.0 ha	角間川西部
23	認農法	水稲	14.9 ha	水稲	15.0 ha	角間川西部
24	認農	水稲、大豆	0.8 ha	水稲、大豆	2.0 ha	角間川西部
25	認農	水稲	1.1 ha	水稲	2.0 ha	角間川西部
計	25 経営体		262.1 ha		275.9 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

将来的に中心経営体間で分散地を解消し、団地化を目指す。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを地域全体で考えていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

No	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。